

# もっとやさしい 開発経済学

連載 第22回

## 法制度改革支援

— 先進国による押しつけか? —

佐藤 創

「社会あれば法あり (Ibi societas, ibi ius)」という法格言があります。先進国であれ開発途上国であれ、都市であれ村落であれ、法(ルール)なき社会はありません。それにもかかわらず、国際機関や先進国による開発途上国への法制度改革支援が盛んになって随分とたちます。そこでいう「法」とはどのような内容を持ち、なぜ法制度改革が開発にとって重要なのでしょうか。

### ●法の明確化の要請

つぎのような法格言もあります。「法が不明確であれば法は無きに等しい (Ibi jus incertum, ibi jus nullum)」。この含意は、ルールが存在しているとしても、その存在と内容が誰にとっても明らかでなければ、法はその機能を十分に果たしえないということとです。とくに、生産や取引活動のネットワークが共同体や国境を越えて緊密になっている現代社会では、経済活動に関わるルールを明確にしておく要請が強くなっています。たとえば、開発途上国に投資する主体からみれば、どのようなルールに則って活動を展開すればよいのか、何ら

かの問題が生じた場合にどのようなルールによって解決すればよいのか、あらかじめわからなければ投資を躊躇するでしょう。

これを裏返して開発途上国側からみれば、外からの投資を呼び込むために、国内のルールを明確にしておくことが重要だということになります。また、国内の経済活動を活発にするという観点からも、ルールを統一し明確にしておくことは一助となると考えられます。そこで、経済活動に関連するルールを「国家の法律」として、国内外に向けて宣明しておくことが、経済発展という観点からは重要となります。

### ●「近代法の原則」導入の要請

それでは、明確化されるべき法はどのような内容を持つべきでしょうか。厳格な社会主義経済を採用するのでないならば、市場経済を支える法制度を設けることになり、明治以来の日本がそうであったように、おのずと先進国において発展してきた仕組みを開発途上国は模倣することになります。

そのような市場経済を支える法制度の基本は、「身分から契約へ」という植民地イ

ンドの法制度整備にもかかわらずイギリスの法制史家メインの言葉に要約することができます。その意味は、人類社会は、領主と奴隸など固定的な身分からなる社会から、自由かつ平等な個人からなる社会へと発展してきたと考えることができるということです。この言葉は、封建社会を打破した近代市民社会の誕生という史実を見事に表しています。同時に、この言葉は、対等な個人が生産や取引活動の分業を担い、自由に契約関係を結ぶ市場経済が近代社会の一面であることを、簡潔に捉えています。

市場経済の基本をなす法原則は四つあります。①権利能力平等の原則。個人が契約を結ぶ法的主体として対等であることや職業選択の自由。②所有権絶対の原則。所有権を持つ人は自由に権利の対象を利用処分することができる、かつその財産は侵害されず、また投資した果実は所有権者に帰属する。③契約自由の原則。契約を結ぶ相手を自由に選び、その内容を自由に決める。④過失責任主義。自らの経済活動によって他人に損害が生じても、故意過失がないのであれば、賠償の責任を負わない。これら

の原則が自由で活発な経済活動を下支えしているのです。

そこで、開発途上国においても、これらの法原則を確立することが課題となります。具体的には、所有権や契約、損害賠償に関するルール（民法）や、法的な紛争が起こった際に解決する手続きを定めるルール（民事訴訟法や破産法、さらには司法制度）の導入です。また、現代社会では、経済の主体として会社制度が重要であり、さらに株式会社や資金を調達する証券市場や、資金調達の担保に関する仕組みもまた必要となります。そのため、会社法、証券取引法、担保法などの導入も重要な課題となります。ただし、近代法の原則に固執しすぎると、経済的社会的な格差という観点から、身分を打破して獲得した自由と平等が、絵に描いた餅にすぎなくなってしまうことが明らかになってきました。そこで、近代法の原則は先進国においてさまざまな修正を経てきました。所有権絶対を制限する代表例は、土地収用や環境保護であり、契約自由の制限は、たとえば最低賃金の保障やカルテルの禁止です。このような近代法の原則を修正する領域に属する競争法や労働法、環境法もまた次第に法制度改革支援の重要な分野になってきています。

### ●法制度改革支援の小史

それでは、法制度改革支援はどのように行われてきたのでしょうか。一九六〇年代

のアメリカにおける「法と開発運動」では、厳しい冷戦と西側先進諸国の好調な経済成長を背景に、開発途上国の経済後進の理由は法制度の未発達にあり、西欧法を移植することがその解決と考えられました。しかし、この運動は一九七〇年代に入ると、途上国側の状況を斟酌することなく移植された法律が、現実には機能しなかったことに加えて、先進諸国の不況、ベトナム戦争の泥沼化などの時代変化とともに衰退します。

しかし、その後も開発途上国の法改革への関心や圧力は一貫して強まってきました。たとえば、一九八〇年代のラテンアメリカ諸国を中心とする債務危機に際して実施された構造調整、一九九〇年代の旧社会主義諸国における体制移行やアジア諸国における経済危機にともなう改革などにおいては、貿易自由化や市場経済化を支えるさまざまな法制度改革が、融資条件として、世銀など国際金融機関の指導や協力により実施されました。近年では、法分野によっては国際機関がモデル担保法やモデル倒産法といった「モデル法」を策定しており、これらモデル法にどこまで忠実な法となっていくかを基準とした格付けが投資先としての評価に用いられるという動きもあります。国際機関による支援のほかにも、各国政府が実施する二国間援助や、先進国の大学などが行う民間ベースの法制度改革への協力もあります。たとえば、日本の場合、ベトナムの民法典制定に法学者グループが協

力したり、日本政府も「法整備支援プロジェクト」を一九九〇年代から開始し、カンボジアの民法典や民事訴訟法典起草に支援を行ったりしています。

注意すべき点は、貿易や知的財産などさまざまな法領域で、先進国と開発途上国との間に利害対立があることです。経済発展を優先したい途上国にあまりに先進的な制度を導入すると、まだ国際競争力のない市場企業の負担となる可能性があります。たとえば、労働基準や先進国企業の特許の保護について、先進国の要望は開発途上国が希望する基準よりも概して厳しく、それをそのまま採用することは、途上国企業にとつて小さからぬハンディとなります。さらに、どの先進国にも自国の法制度に近い内容を持つ法制度を開発途上国に導入してもらいたいという思惑は、やはりあるでしょう。たとえばカンボジアでは、カナダの支援した商事裁判所法と日本の支援した民事訴訟法との間での競合や矛盾の摺り合わせが難航しました。

問題はそれぞれの開発途上国の社会経済状況に照らして、どのような法制度が適切であるのか、容易にコンセンサスはえられないということです。それも当然です。法制度は、社会の流れの中で生成かつ変容し、同時に、何らかの方向へ社会の流れを導く開発の過程そのものだからです。

（さとう はじめ／アジア経済研究所 開発研究センター）